

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
8	郷土資料館の建設場所検討に関する請願について	浜田市天満町 國分 俊幸 三浦 英俊	岡本 正友	R6. 1. 26
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務文教委員会				
<p>【請願の趣旨】</p> <p>この度、浜田郷土資料館建設計画が再始動する運びとなり、浜田市民として大いに期待をしているところですが、観光や既存施設との関連からも建設は城山周辺での建設を要望するものです。</p> <p>【理由】</p> <p>浜田市は島根県西部の、政治、経済、文化の中心都市として、特に近世以降重要な役割を果たしています。</p> <p>それは、浜田が浜田藩の城下町であったことに起因します。浜田市におかれましても、浜田城周辺整備において、歴史文化の保存、学習・憩いの場、教育・観光・交流の拠点として整備をされています。</p> <p>浜田の歴史文化を収蔵展示する郷土資料館はその特性を踏まえた、殿町地区特に城山周辺が適切と思われまます。</p> <p>城郭が残る浜田城址と浜田城資料館を合わせた郷土資料館は有機的に作用し、浜田の歴史文化を直接感じる事が出来る空間となります。</p> <p>浜田市の町づくりの基本は城下町であるとの認識のもと、歴史を肌で感じる空間は、資料館にとって重要な要素となります。</p> <p>新しい建設地は以上の状況を考えたとき、城山周辺以外にはないかと思われまます。</p> <p>何卒趣旨をお酌み取り頂、実現いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
9	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要な判断材料や分析の検討を求める請願について	島根県カーリング協会 浜田市殿町 代表 野藤 薫 ほか2人	西田 清久 岡本 正友 永見 利久	R6. 2. 9
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務文教委員会				

【請願の趣旨】

サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、毎年多くの市民に利用されて来ました。また、オリンピック競技であるカーリングの西日本大会が、毎年のようにここで開催され、多くの交流人口を確保してきた施設でもあります。令和5年、浜田市は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に「サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する調査検討業務」を委託し、結果について報告を受け、浜田市として用途変更が望ましいと判断しました。そして令和6年1月24日の総務文教委員会、同日行われた浜田市スポーツ推進審議会に対し、報告書の内容と市の判断について説明が行われました。

しかし、この総務文教委員会でもスポーツ推進審議会でも、複数の委員から報告書の内容や市の判断について疑問や意見が沢山あり、令和6年2月6日に行われた浜田市議会全員協議会に於いても、同様に複数の議員から多くの質問と、判断が急すぎるのではないかとといった意見、報告書の内容や根拠についてさらなる情報提供を求める意見もありました。

こうしたことから、市のスポーツ施設、公共施設として整備の方向性を考える判断材料や分析、根拠の説明が十分ではない可能性を強く感じたところです。

利用団体同士でも情報共有しながら話し合った結果、さらなる分析と必要な判断材料の検討について、市議会としても報告書の内容や市の判断の根拠について丁寧に確認していただきたく、共に請願いたします。

【請願の理由】

私どもはそれぞれ、利用団体として、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこの報告書を作成するための聞き取り調査に協力し、施設の冷凍機を更新した場合の利用者増の見込みやその根拠についての意見、施設の活性化に関する意見、検討すべき課題、施設の希少性と浜田市にとっての価値についての意見、ランニングコストの低減により指定管理料が圧縮される可能性、経営的にも改善することと指定管理業務受託への意欲があること、などを伝えました。

同社は私どもへの聞き取りだけではなく、令和4年度に浜田市が行った施設利用者へのアンケート、中高生2200人へのアンケート、市民2000人へのアンケート、市内事業者への聞き取りの結果などを分析し、「アイススケート場は屋内人工芝施設として機能転用を図ることが望ましい。」という結論を出しています。そしてその理由として報告書の58ページの「考察まとめ」として、

さまざまな理由を列記しています。

市は大きな費用をかけて調査検討業務を委託しましたが、収支想定まで検討し示された活用パターンは「スケート場」「人工芝」「床張り」の3つです。「人工芝」での利用用途としてはグラウンドゴルフ、フットサル、テニス、野球、サッカーを、「床張り」での利用用途としてはバスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、体操、フィットネス、パラスポーツ、ユニバーサルスポーツを挙げています。これらの種目を行うための施設を浜田市は既に複数もっており、市の公共施設再配置、スポーツ施設再配置の基本的な考え方「重複する機能を持つ施設は増やさない」について、同社が理解できていなかった可能性もあると考えます。

私どももこの報告書についてよく読み、また、市議会の委員会の動画視聴によって委員の皆様の意見や市の説明を、スポーツ推進審議会の傍聴と記録の共有によって委員の皆様の意見や市の説明を、疑問な点についてそれぞれが担当課等に問い合わせたり、他の施設の事例も調べ、共有しながら勉強してきました。

過去の実績やこれまでに担当課にいただいた資料、今回の報告書の数値等から、収支想定、ライフサイクルコストの試算も行い、三菱UFJの試算と比較する中で、「浜田市がこの施設に求める効果は何なのか?」「用途変更した場合にそれらの効果が得られると言えるのか?」など、疑問が深まる部分もありました。

こうしたことについて、協働のまちづくりの精神に則り、利用団体同士で話し合い、この施設をスケート場として存続することで、報告書には無い視点でのさまざまな提案も可能と考えたことから、本請願に至りました。